

平成23年台風12号被害に伴う後期高齢者医療保険料及び一部負担金減免制度のお知らせ

平成23年台風12号で被災された後期高齢者医療被保険者の方が次の対象に該当される場合は、申請により保険料や一部負担金(医療機関でお支払いいただくお金)が減免される制度があります。

【保険料】

対象及び減免割合	① 災害により、被保険者が居住する家屋に著しい損害を受けた方等。下表の損害程度に応じ減免されます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・全焼・全流出</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>半壊・半焼・床上浸水以上</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	全壊・全焼・全流出	10割	半壊・半焼・床上浸水以上	5割
	損害の程度	減免割合					
	全壊・全焼・全流出	10割					
半壊・半焼・床上浸水以上	5割						
② 世帯主がお亡くなりになり、または重大な障害を受け、もしくは長期入院された等の特別な事情により、世帯主及び同一世帯被保険者の合算所得額(見込)が1/2以下に減少した方等。下表の前年合算所得金額に応じて所得割分の保険料が減免されます。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合算所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>250万円を超え、500万円以下</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合算所得金額	減免割合	250万円以下	10割	250万円を超え、500万円以下	5割	
前年の合算所得金額	減免割合						
250万円以下	10割						
250万円を超え、500万円以下	5割						
減免期間	申請日の属する月から6か月分						

【一部負担金】

対象及び減免割合	① 災害により、被保険者が居住する家屋に著しい損害を受けた方等。下表の損害程度に応じ減免されます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・全焼・全流出</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>半壊・半焼以上</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	全壊・全焼・全流出	10割	半壊・半焼以上	5割
	損害の程度	減免割合					
	全壊・全焼・全流出	10割					
半壊・半焼以上	5割						
② 世帯主がお亡くなりになり、または重大な障害を受け、もしくは長期入院された等の特別な事情があつて収入が著しく減少し、世帯の収入が生活保護の適用を受けられる基準額以下で預貯金はその基準額の3か月分以下の方。減免割合は生活困窮状況により決定されます。							
減免期間	申請日の属する月の翌月から6か月間以内とし、生活困窮状況により決定されます。						
証明書の提示	医療機関を受診される際には、交付された「一部負担金免除(減額)証明書」を必ず提示してください。						

(申請・問合せ先) お住まいの市町村役場の後期高齢者医療担当課

※ 対象要件や申請に必要なものなど詳しい事は、申請先にお問い合わせください。